

【イタリア】住居侵入に対する正当防衛に係る刑法典等の改正

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019年4月、住居侵入（不退去を含む。）に抵抗する者の保護強化を目的として、刑法典等の一部を改正するとともに、正当防衛を行った者の弁護を無償化する法律が制定された。

1 改正の概要等

2019年4月26日法律第36号「正当防衛に関する刑法典及びその他の規定の改正」¹（以下「2019年法」）は、全9か条から成り、同年5月18日に施行された。議会では、民主党（中道左派）を除く主要政党の賛成により可決された。2019年法は、理由書によれば、近年の悪質な住居侵入犯罪に対処するため、被害者の正当防衛が認められる範囲の拡大を目指すものである。しかし、その範囲が過度に広範であるなどとして、司法官や弁護士、刑法学者の側から批判がなされた²。また、大統領も、2019年法の公布に当たり、一部の規定に対する疑義を表明した³。

2 改正の要点

(1) 正当防衛の要件緩和（第1条）

刑法典⁴第52条は、防衛が侵害と均衡を保つ限りにおいて、正当防衛を認めるものである。2019年法は、裁判官の裁量を制限し、防衛と侵害の間の均衡が認められる要件を緩和した。改正後は、他人の住居に侵入した者に対して、自己又は他人の安全又は財産⁵を守るために、合法的に保有している武器等を使用する場合、「常に」正当防衛が認められることとなった。改正前は、防衛と侵害が均衡を保っているかの判断に当たり、例えば、危険性の程度、被害者及び加害者の身体的特徴、不法行為の時間及び場所といった具体的な事情が考慮され得た⁶。

(2) 正当防衛の際の過失に係る処罰免除（第2条）

刑法典第55条は、正当防衛の際、過失によって法律等で定める限度又は緊急のために必要とされる限度を超えた場合に、その行為が法律により犯罪として定められているときは、当該犯罪に関する規定を適用すると規定している。しかし、このような場合でも、住居侵入に対する正当防衛であって、「進行中の危険な状況から生じた、重度の混乱（grave turbamento）状態」等の下、自己又は他人の安全を守るために行ったものであれば、処罰しないこととした。

(3) 損害賠償による刑の執行猶予（第3条）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年6月12日である。

¹ L. 26 aprile 2019, n. 36, Modifiche al codice penale e altre disposizioni in materia di legittima difesa. 以下、法令の条文は、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

² 例えば、“Legittima difesa, Maritati: inutile e dannosa,” 28 marzo 2019, Associazione nazionale magistrati website <<http://www.associazionemagistrati.it/doc/3138/legittima-difesa-maritati-inutile-e-dannosa.htm>>

³ “Legittima difesa: Mattarella promulga e scrive ai Presidenti delle Camere e al Presidente del Consiglio,” 26 aprile 2019, Presidenza della Repubblica website <<https://www.quirinale.it/elementi/28587>> 例えば、2019年法は、損害賠償による刑の執行猶予の対象となる犯罪を「住居における窃盗及びひったくり」に広げた（(3)参照）が、「強盗」は除外したままであった。この取扱いの差異を、ひったくりと強盗の親近性を指摘した憲法裁判決に鑑みて、不合理とした。

⁴ R.D. 19 ottobre 1930, n. 1398, Approvazione del testo definitivo del Codice Penale. 刑法典の翻訳に際しては、法務省司法法制調査部編『イタリア刑法典』法曹会、1978を参照した。

⁵ ただし、「安全」ではなく、「財産」を守ろうとする場合、侵入者が（侵害を）あきらめておらず、侵害を受ける危険が存在するという前提が必要とされる。

⁶ Camera dei deputati, Servizio Studi, *Modifiche al codice penale in materia di legittima difesa*, 15 febbraio 2019. <http://documenti.camera.it/leg18/dossier/testi/gi0019b.htm?_1559364671626>

一定の義務の履行による刑の執行猶予を規定した刑法典第 165 条を改め、他人の住居における窃盗及びひったくりを行った者についても、被害者に対して損害賠償のために定められた金額を全て支払うことを条件に、刑の執行猶予を認めることとした。

(4) 住居侵入等に対する厳罰化（第 4 条～第 6 条）

下表のとおり、刑法典を改正し、住居侵入等に対する刑罰を引き上げている。

表 2019 年法による住居侵入等に対する刑罰の改正

罪名	刑罰（改正前）	刑罰（改正後）
住居侵入(刑法典第 614 条)	<u>6</u> か月～3 年の懲役 ※ 暴行を用いて侵入した場合等は、 <u>1</u> ～5 年の懲役	<u>1</u> ～4 年の懲役 ※ 暴行を用いて侵入した場合等は、 <u>2</u> ～6 年の懲役
住居における窃盗・ひったくり(刑法典第 624 条の 2)	<u>3</u> ～6 年の懲役、927～1,500 ユーロの罰金 ※ 刑を加重すべき事情がある場合等は、 <u>4</u> ～10 年の懲役、 <u>927</u> ～ <u>2,000</u> ユーロの罰金	<u>4</u> ～7 年の懲役、927～1,500 ユーロの罰金 ※ 刑を加重すべき事情がある場合等は、 <u>5</u> ～10 年の懲役、 <u>1,000</u> ～ <u>2,500</u> ユーロの罰金
強盗(刑法典第 628 条)	<u>4</u> ～10 年の懲役、927～2,500 ユーロの罰金 ※ 武器を用いて暴行した場合等は、 <u>5</u> ～20 年の懲役、 <u>1,290</u> ～ <u>3,098</u> ユーロの罰金。 さらに、刑を加重すべき事情が加わった場合等は、 <u>6</u> ～20 年の懲役、 <u>1,538</u> ～ <u>3,098</u> ユーロの罰金	<u>5</u> ～10 年の懲役、927～2,500 ユーロの罰金 ※ 武器を用いて暴行した場合等は、 <u>6</u> ～20 年の懲役、 <u>2,000</u> ～ <u>4,000</u> ユーロの罰金。 さらに、刑を加重すべき事情が加わった場合等は、 <u>7</u> ～20 年の懲役、 <u>2,500</u> ～ <u>4,000</u> ユーロの罰金

(注 1) 下線部は、改正箇所を示す。

(注 2) 1 ユーロは、約 125.4 円（令和元年 6 月分報告省令レート）である。

(出典) 刑法典の規定を基に筆者作成。

(5) 民事上の義務免除等（第 7 条）

民法典⁷第 2044 条（正当防衛）に、次の 2 点を加えた。①住居侵入に対する正当防衛に関して刑事裁判で無罪となった場合、民事裁判において、正当防衛により生じた損害を賠償する義務を負わない。②ただし、過失により過剰な正当防衛であったが処罰を免除される場合に、過剰な正当防衛により損害を受けた者には、賠償を受ける権利が認められる。賠償額は、損害を受けた者による行為の重大性、態様及び因果関係を考慮して、裁判官が算定する。

(6) 弁護の無償化（第 8 条）

正当防衛（過失により過剰な正当防衛であったが処罰を免除される場合を含む。以下同じ。）であるとして不訴追、公訴棄却又は無罪の判決が出た場合等に、正当防衛を行った者の弁護に係る報酬及び費用が国から弁済されることとした。ただし、上記判決に対する上訴等の後、当該者が最終的に有罪とされた場合に、支払われた金額の返還を請求する権利を国は有する。

(7) 正当防衛に係る裁判の優先（第 9 条）

優先的に公判が行われる裁判の類型⁸を規定した「刑事訴訟法典の実施、調整及び経過に係る規定」⁹第 132 条の 2 を改め、当該類型の一つとして、正当防衛に係る過失致死罪及び過失傷害罪に関する裁判を加えた。

⁷ R.D. 16 marzo 1942, n. 262, Approvazione del testo del Codice civile.

⁸ 例えば、組織犯罪、テロ犯罪、国の安全を脅かす目的で行った破壊活動等に関する裁判が挙げられている。

⁹ D.Lgs. 28 luglio 1989, n. 271, Norme di attuazione, di coordinamento e transitorie del codice di procedura penale.